

困りごと・悩みごと相談

Consultation

10月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみてはいかがですか。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からぬことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～16：00
会場 市民相談センター
TEL市民相談センター 0088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 10月14日水・28日水
時間 9：00～11：30
会場 市民相談センター
TEL市民相談センター 0088

介護相談

高齢者の介護では、一緒に暮らす家族や周りの人の負担も大きく、さまざまな問題や悩みが生じることもあります。「足腰が弱くなりお風呂に入れなくなった」「最近もの忘れが気になる」など、気になることがあれば独りで抱え込まず、一度相談してみませんか。

市では、介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く
時間 9：00～17：00
(水曜日は19時まで)
会場 棚原庁舎2階相談室
相良保健センター
TEL高齢者福祉課 0076

消費生活相談

訪問販売や通信販売などの契約トラブル、振り込め詐欺、消費者金融・多重債務、クーリングオフの手続き、製品事故など消費生活における相談を専門の相談員が対応します。契約トラブルの解決のコツは、あきらめないことです。まずは相談してください。

【最近多い相談事例】
エステの解約、はがきやメールで送られてくる架空請求、アパートの敷金精算、ネットオークションやアダルトサイトのトラブル

期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～16：00
会場 市民相談センター
TEL市民相談センター 0088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 10月21日水
時間 13：30～15：30
会場 市民相談センター
TEL東海税理士会島田支部 054706575

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 10月16日金
時間 13：30～16：00
会場 棚原庁舎2階相談室
相良保健センター
TEL地域包括センターオリーブ 0882



法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分で対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。

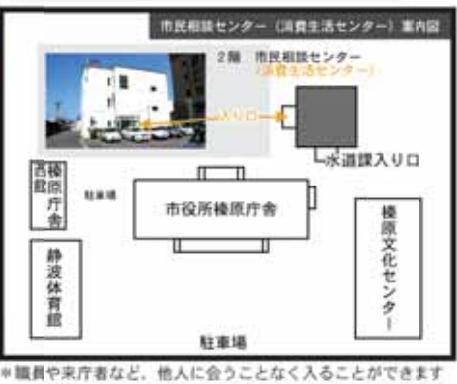
相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 10月7日水・21日水
時間 10：00～12：00
13：00～15：00
会場 市民相談センター
予約 8：30～
当日電話予約のみ
TEL市民相談センター 0088

行政相談

行政相談員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 10月7日水・21日水
時間 10：00～12：00
会場 市民相談センター
TEL市民相談センター 0088



動物は愛情と責任をもつて終生飼いましょう！



「犬の散歩＝トイレ」ではありません

排泄は散歩の前に自宅で済ませる習慣をつけましょう。また、散歩のときは袋と水を持参し、ふん尿があった際には必ず後始末をしましょう。

ノーリードは禁止です！

公園などで犬を放することは禁止されています。犬を放して遊ばせたいときは、ドッグランを利用しましょう。

犬の登録・変更届・死亡届

犬を飼い始めたら30日以内に、犬の所在地の市への登録が必要です。また、犬の登録事項に変更があった場合や、死亡した場合などにも30日以内に犬の所在地の市へ届け出が必要になります。ただし、転出した場合には転出先の市区町村へ届け出となります。

狂犬病予防注射

狂犬病は現在国内での発生はありませんが、発症すると犬も人も100%死亡する恐ろしい感染症で、国外では毎年5万人以上の人気が亡くなっています。犬を飼い始めたら30日以内に、次年度からは毎年4月1日から6月30日までに、狂犬病予防注射を実施しましょう。

犬鑑札と注射済票を装着しましょう

犬鑑札と注射済票の装着は、迷子札になるだけではなく、災害時には周囲の人への安心感にもつながります。



猫は室内で飼いましょう

飼い猫を外に出すと、近隣でふん尿などの迷惑をかけている可能性があります。また、交通事故や猫同士のけんか、感染症など猫にとっても危険がいっぱいです。室内環境を整え、室内で飼いましょう。万が一、外出してしまったときのために不妊去勢手術や迷子札を付けましょう。

無責任な餌やりはやめましょう

野良猫によるふん尿などの被害を受けている人もいます。無責任に餌をやるだけでは近隣の理解は得られず、猫そのものも嫌われ者になってしまいます。餌をやるのであれば、管理すべき猫を特定し、不妊去勢手術を実施したうえで、置き餌をしない、ふん尿などの始末を行うなど適正な猫の管理に努めましょう。

不妊去勢手術助成事業

市では、今年度から飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術費用の助成制度を開始しました。また、不妊去勢手術目的の捕獲器の貸出も行っています。申請方法などの詳細は市ホームページをご覧ください。

対象者：市の協力動物病院で、野良猫に不妊去勢手術を実施する市内在住の人または在勤の人（事前に市の講習会の受講が必要）

助成額：メス1万円、オス5千円 予定数60匹（先着順で予算に達し次第終了）

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。これを機会に、ペットなど私たちの身近にいる動物の愛護と管理について考えてみましょう。

問い合わせ 環境課 遠藤 ☎0532609